

町民税・道民税 特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書



		法人番号		特別徴収義務者指定番号		
剣淵町長様 年 月 日提出	申請者	住所又は所在地		連絡者の係及び氏名並びにその電話番号	係	
		氏名又は名称及び代表者氏名			氏名	
					電話	内線

地方税第321条の5の2の規定による町民税・道民税特別徴収税額の納期の特例に関する承認を申請します。

① 申請の日前6ヶ月間の各月末の給与の支払を受ける者の人員及び各月の給与支払総額 (常は常時勤務者、臨は臨時勤務者)	年 月	常 ----- 人	常 ----- 人	円	年 月	常 ----- 人	常 ----- 人	円
		臨 ----- 人	臨 ----- 人	円		臨 ----- 人	臨 ----- 人	円
	年 月	常 ----- 人	常 ----- 人	円	年 月	常 ----- 人	常 ----- 人	円
		臨 ----- 人	臨 ----- 人	円		臨 ----- 人	臨 ----- 人	円
	年 月	常 ----- 人	常 ----- 人	円	年 月	常 ----- 人	常 ----- 人	円
		臨 ----- 人	臨 ----- 人	円		臨 ----- 人	臨 ----- 人	円

②	現に町税の滞納、又は最近において著しい納付若しくは納入の遅延がある場合において、それがやむを得ない理由によるものであるときはその理由	
---	--	--

③	申請の日前1年以内に、納期の特例について、その承認の取消通知を受けたことの有無と取消年月日	有 ・ 無	取消年月日	年	月	日
---	---	-------	-------	---	---	---

(裏面を読んでから記入してください)

申請について

1 給与所得に係る特別徴収税額の納期の特例

- ア この特例は、給与の支払を受ける人の人数が常時10人未満である特別徴収義務者が適用を受けることができます。
- イ アに該当する特別徴収義務者が、この特例の適用を受けようとするときは、町長に申請し、その承認を受けなければなりません。
- ウ この特例の承認を受けた場合は、6月から翌年5月まで毎月それぞれ翌月10日まで納入する町・道民税特別徴収税額を、6月から11月までの分を12月10日までに、また12月から5月までの分を6月10日までに納入することができます。
年の途中で承認を受けた場合は、承認を受けた月から納期の特例が適用となります。
- エ 納期の特例の承認を受けていた特別徴収義務者は、給与の支払を受ける人が常時10人以上となった場合は、その旨を遅滞なく町長に届け出なければなりません。

※ 注意

町税の滞納や著しい納付、若しくは納入の遅延があるときは、この特例の適用を受けられないことがあります。

また、この承認を受けてから、町税の滞納や納入の遅延があった場合は、承認を取り消すことがあります。

2 申請書の書き方

- ア 「法人番号」及び「特別徴収義務者指定番号」の欄
法人番号(13ケタ)及び町・道民税特別徴収義務者の指定番号(7ケタ)を記入してください。
- イ 「申請者」の欄
個人事業主の場合は住所、及び氏名を、法人事業所である場合は所在地及び名称、並びに代表者氏名を記入の上、押印してください。
給与の支払の関係で支店又は出張所が二ヶ所以上あり、それぞれ特別徴収義務者として指定を受けている場合は、特別徴収義務者ごとに申請してください。
- ウ ①の欄
申請の日前6ヶ月間の給与の支払人員、及び支給金額を、各月ごとに常時勤務者と臨時勤務者とに区分して記入してください。
- エ ②の欄
該当するときだけ記入してください。
- オ ③の欄
有または無の該当する方に○をし、有の場合は取消年月日を記入してください。

◎ お問い合わせは

剣淵町役場 住民課 税務グループ

TEL 0165-34-2121 内線 411